

伊方訴訟ニュース

1980年11月20日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先: 〒530 大阪市北区西天満 4-9-15 第1神明ビル
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座 大阪 48780)

裁判長に陳述を差し止められた

2号炉訴訟原告らの準備書面

さる10月6日の2号炉訴訟第6回公判において、裁判長が「被告国側の主張が終ってからにせよ」と命じて、その陳述を許さなかった原告らの、切切たる手書きの準備書面三通の内容を以下に掲載しておきます。

暴露された四電の買収行為 準備書面

原告 川口寛之ほか32名

本年7月29日、四国電力株式会社の伊方原子力発電所（以下伊方原発と略す）3号炉建設計画にたずさわっている同電力の小野道男、立地部長らは、町村議會議員研修のため松山市へ出張中の伊方町会議員18人の内、病気で出張をとりやめていた1人を除いた17人を、松山市石手の料亭「せんだん」に招き町会議員を飲食飲酒で接待していたことが明らかになった。この接待は、料亭のみにとどまらず、さらに同市内のスナックやバーなどで、二次会、三次会にも及んだ。四国電力（以下四電と略す）は、愛媛県と伊方町に、本年5月、伊方原発3号炉建設を申し入れたばかりである。さらに、四電のこうした申し入れに対して、県知事と町長は「住民の意志によって定めたい」と声明している最中に、この飲酒接待は行なわれた。こうした四電の行為は、誰の説明を受けるまでもなく、伊方

原発3号炉建設決定の職権を握っている町議会に対する置収行為であり、刑法にもふれる疑いがきわめて強い。

こうした四電の不正行為は、私達原告や八西地区住民ばかりが指摘しているのではない。本年9月13日付、毎日新聞の「読者の声」欄において、松山市に居住される元教員（64才、男性）の方がこの事件に関連して次の様に投稿している。「（前略）職務に関し、ワイロを供与すれば、贈ワイ罪（刑法198条）であり、收受した者は収ワイ罪（同197条）である。ワイロとは金銭に限らず、酒食も含んでいるのではないか。議員のほとんど全員を料亭に招いたことは、議決への影響は十分

2号炉訴訟第7回公判 12月15日(月)午前10時30分 松山地裁大法廷

被告国側から答弁の第3部として、伊方原発2号炉が平常運転時にタレ流す放射能は問題でない、との主旨の準備書面が提出される予定。前回、原告らの準備書面の陳述を阻止した裁判所の訴訟指揮に対し、原告団の対応が注目されている。支援の傍聴参加を。

予測され、ワイルド性のない「社会的儀礼としての季節的贈答品」の域を超えてると思う。(後略)」

このように四電が、買収という不正行為によって、伊方原発3号炉の建設に便宜を図ってもらおうとして、伊方町議会議員を酒食接待したことは、誰の目にも明らかである。この事件は、主権在民という民主主義の根本的な理念を踏みにじり、金によって事の正否を図ろうという、四国電力の金権体質をはっきりと浮きぼりにしたものである。

こうした四電の金権体質は、伊方原発1号炉、2号炉建設に及んでも同様であった。

四電と伊方町議会議員の酒食接待が明らかになった後の、9月4日開かれた同町議会の議員協議会の席上、辻忠義同町議会議長は「四電との日ごろの付き合いのつもりで軽い気持ちから接待を受けた」と弁明し、四電の酒食接待は、今回に限らず以前から再三行われ、四電と同町議会がいかにゆき通していたかをはからずも暴露したのである。また伊方町から、10キロ離れた八幡浜市内に30年以上の歴史をもつて発行し続けている日刊新聞「八幡浜民報」の本年9月6日付「築港だより」には、次の様に書かれている。

「(前略)伊方町議が四電から御馳走になっているのはいまにはじまることではなく、それは伊方原子力発電所誘致運動が始まる前からのことであり、それ以来今日に至る十数年間にわたって続けられていることだ。別に珍らしいことではない。特に、昭和通りにあったキャバレー『ブルースカイ』は伊方原発様御指定店ともいわれるくらいで、その伊方原発さんが招待するお客様の6割は伊方漁協関係者、3割が町議さん、1割が原発建設

用地関係者その他、といわれるくらいだ。伊方町議が四電を招待したといえばニュースだが、四電が伊方町議を招待したのでは「犬が人間をかんだ」のと同様ニュース性は低い。」

このように十数年間に渡って、四電は、伊方原発建設のために、休みなく、買収工作を続けていたことは誰の目にも明らかなのである。それは、四電の専用飲食店が地元にできているほどである。恐しいことは、四電のこうした原発建設のための買収行為が、ニュースにならないほど日常茶飯事となっていることである。

金権がいかに社会に悪影響を与える不正な行為であるかということは改めてここで述べるまでもない。それは当松山地方裁判所八幡浜支部や、同大洲支部が、今年6月の衆議院選挙の際、買収を働いた選挙違反者に対して、被疑者が初犯であるにも関わらず、異例の実刑判決を言い渡したことを見てもわかる。判決文の中では、金権を強くいましめている。四電の地元町議会や住民に対する酒食などの接待行為は形こそ違えても、民主主義社会や人間性をもないがしろにする同じ犯罪行為である。

2号炉は、我々住民の意志によって建てられたものではなく、四電の行政、議会、地元住民に対する買収行為によって推し進められたものであることは明白である。このような決定は、社会の法や秩序を腐敗させばかりか、民主主義を全く否定した行為の結果であり、決して認めるわけにはいかない。

また、金で人の心を惑わし、罪悪感をも失わせ、人の心をボロボロに傷つける原発建設の有り方は、放射能汚染よりもおそろしい、人間の精神の破壊につながる。2号炉建設は、

この人間の人間らしく生きるための「心」を犠牲にして建てられたものであって、決して許すことはできない。

1号炉の強行運転が示す

被告国の「安全」 準備書面

目 次 原告 近藤 誠

はじめに

第1 原因不明のまま運転が強行されている。

第2 地震等不測の事態があれば重大なる慘事を招く。

第3 5カ月間も定期検査を行い、わずか10日後に放射能漏れとは—検査は単なる形式にすぎない。

第4 運転強行の本質と2号炉設置許可の不当・違法性

はじめに

9月19日、愛媛県は伊方原子力発電所1号炉（以下原発1号炉と略）の1次冷却水中の放射性ヨウ素濃度が通常より10倍も高い値になっていると公表した。県は、この原因については明らかにしなかったが、各報道機関は燃料被覆管に穴の開く状態、即ちいわゆるピンホールが生じ、そこから放射能が冷却水に漏れていると推測発表している。更に、原告を含む地元住民が去る9月26日に、伊方町に対して原因を問い合わせたところ、伊方町長名による回答があり、それによてもピンホールによるものであろうという原因づけがなされている。

今回の1次冷却水中への放射能漏れという事故は、1号炉と同型の2号炉設置許可に反対する我々原告にとって余りにも多くの問題を示している。以下にその点を明らかにする。

第1 原因不明のまま運転が強行されている

その第1は、この放射能漏れ事故の原因是、実際には何もわかつておらず、全く不明であるということである。即ち、通常の10倍もの異常濃度が検出されていながら、その原因追究はなされないまま、現在も運転が平然と強行されている。現実に、通常の10倍もの異常濃度が生じており、しかも、今日これほどに原発の危険性が論議的となり、更に、地元を含む広い範囲に住む多数の住民が大きな不安を抱いているという現実を前にしながら、なお被告らは原因の正確な把握・追究を行なおうとはせず、強行運転を認めているのである。

この被告らの姿勢のどこに「事故の発生を未然に防止するための十分な対策が採られている」と恥かしげもなく主張する資格があるのか。実際に生じている現実の、現場において果すべき責任を果たさない者が、唯、文章の中でのみ「責任を果たす」と主張する姿は、国ありて、人なし、正義なし、の想いを深めるばかりである。

第2 地震等不測の事態があれば重大なる慘事を招く。

その上に、第2点として、被告らを含めた、行政側の原因推定が、燃料被覆管のピンホールによって放射能が一次冷却水中に漏れているというものであったとすれば、事は更に重大である。被告らはピンホールなどと殊更に事態が小さいとの印象を与える表現を用いるが、実際のところは、それがどの程度の損傷に至っているかということは、運転を止め、燃料棒を取り出してみない限り誰にもわからないのである。燃料

被覆管に損傷があり、それが放置されたままに運転が行なわれると、過酷な原子炉内の熱・振動・流水・そして中性子線などにより損傷の度合は急激に悪化する。管の内部から放射能が外に漏れ出すという状態は、その管の内外全体がボロボロになっているという証拠であり、この状態の時に、急激な温度変化（冷却水がなくなったり、非常用の水が入ってくる場合など）や物理的衝撃を受ければ、管全体が破壊されたり折れたりすることは当然にもありうることである。

昭和48年に福井県美浜原発1号炉における燃料被覆管の折損は、まさにそのことを事実で示し、又、その事実が長く隠され続けていたことは、既に訴状で明らかにしているところである。被告らが主張する安全係数なるものは、単に正常に働く・存在し続けると期待して、あてはめた数字の羅列に過ぎず、実際に存在する原発で、相次ぐ事故、いわゆる「ピンホール」や被覆管の曲り、折損という現実に何の手だてもなく、燃料体の入れ換え、そして今回のような、建て前をかなぐり捨てて、なり振り構わずの運転の強行という、本音の姿をさらけだす以外には何の有効策も持っていないのが現状なのである。

「一般に金属材料は、ある温度以下において、延性を失って脆くなり、小さな傷があると比較的小さな衝撃力等によっても急速にその傷が拡大し破壊に至る性質がある」とは、被告らの主張にあるものであるが、この法則を被告らが本当に知った上で記述したものであるとは、先の被告らの姿勢から考えると、大きな疑問を抱かざるを得ない

のである。

2号炉が設置される伊方町を含む周辺は、全国で最も巨大地震の起る可能性が高いとされる地域であり、全国でわずか9カ所のみ指定されている「特定観測地域」という最悪の地域である。この最悪の地域でいつ巨大地震に襲われるかと戦々怯々の思いで私達は暮している。1号炉運転に反対し、2号炉の設置許可取り消しを求めるのも、ひとつにこの恐れが大きいからでもある。にもかかわらず、被告らはその地震の際に衝撃を受ける燃料被覆管が、現に損傷しており、その傷は悪化する一方であることを知りながら、原因の追究すら行なわずに運転の強行を認めているのである。これが被告らの主張する「行政裁量にゆだねる」ことの結果であり、被告らの目的でもあるのである。

第3 5ヶ月間も「定期検査」を行い、わずか10日後に放射能漏れとは——検査は單なる形式にすぎない。

第3に、このような恐るべき事故の発生は、いわゆる「定期検査」なるものが5ヶ月間もの時を掛け、被告らが監督の上「問題なし」と正式運転の承認を与えた9月9日から、たったの10日後の出来事なのである。一体、これはどういうことなのか。「定期検査」なるものは一体どんな「検査」をしているのかと只々あきれ果てるばかりである。又、「検査」を監督し運転に承認を与えた被告らの責任は強く追及されなければならない。燃料被覆管に損傷があっても、それを「良し」と認めるのが「検査」というものなのか。被告にぜひ考え方を聞きたいものである。もし「検査」に誤りがな

かったとすれば、新品の燃料被覆管が1ヶ月そこそこの試運転の間に穴が開いたことになる。このような製品が、被告らの主張する「万全を期し、念には念を入れた」原発の守り手であるのか。ここで強調しておかねばならないことは、被告らが監督の上承認を与えた、いわゆる「定期検査」の中で、既に燃料被覆管が損傷していることがわかり、1号炉内にある燃料集合体121体のうち(1集合体には179本の燃料被覆管が入っている)50体もの集合体が新らに取り換えられているのである。放射能漏れは取り換えたものから出ているのか、取り換えず残しているものから出ているのか、被告にわかるものなら答えていただきたい。否、答える責任があるのである。原子炉の運転を止めずに、御自慢のテレビカメラで、炉心中心部にある燃料被覆管を眺めることができるとおっしゃるのなら、やってみて欲しいものである。

第4 運転強行の本質と2号炉設置許可の不当・違法性。

我々は、既にスリーマイル原発事故を知っており、2号炉の度重なる事故を知っている。又、これら一連の事故に際して行政当局がどのような処置をとり対応したかも経験している。行政当局の対応はいずれも事後処理であり、しかも応急処置だけに限られ、事故の責任は常に弱い立場の個人や業者に帰せられている。しかも応急処置の目的は「より安全」を求めてのものではなく、単に運転時間を稼ぐために「修繕や、根本的対策を省くため」に行なう「切り捨て」のことなのである。伊方1号炉におい

て冷却水の流れを調整するいわゆる「整流板」にヒビ割れが生じる事故があったが、被告らはこの原因追究をするどころか「人々なくとも良かったものだ」と言い出して、なんといとも簡単にチヨン切ってしまったのである。原発で欠陥や事故が生じれば「これは人々なくとも良いもの」とか「取り換えれば良い」と片づけられるだけであり、何らその原因の究明や根本的対策はなされないのである。今日問題としている燃料被覆管についても、各地の原発で損傷が相次いでいる。しかし、被告らの行う唯一の対策は「取り換え」だけであり、第2・第3のスリーマイルになる日を座して待つことだけなのである。

スリーマイル島原発において、被告らが頼りとする燃料被覆管は、無残にも、被告らの期待する「机上の空論」の結果の姿をさらしている。この時に際してもなお、被告らは「燃料ペレットを密封している燃料被覆管は、その中に放射性物質を閉じ込める必要上、燃料被覆管を損傷させるに至る次のような事象に対して十分余裕をもった設計がなされなければならない」と語り、「その健全性を損なうことのないよう十分余裕のあるものとなっていると判断された」と平気で主張するのである。既に明らかにした通り、この被告らの主張は現実に生じた事実によってその偽りが白日の下にさらけだされている。

即ち、燃料被覆管を損傷させないための十分余裕を持った設計は行なわれておらず、健全性を損なうことのないよう十分余裕のあるものとなっていると判断したことは誤りであったのである。この点については

いかに被告が知恵をしぶろうとも言い抜けは不可能である。被告ら自らが原発の運転を強行することでもって次々と動かぬ証拠を作り出しているのであり、証拠を隠し、消そうと願うならば、原発そのものを消し去る以外に方法はない。私達原告と被告の間には、スリーマイル島原発、そして伊方原発1号炉があり、その示す証拠は、いずれも原告の主張を裏づけ、証拠づけるものだけである。被告ら自身もそのことを良く承知していることは、被告の提出する準備書面を見れば十分にわかる。彼らがスリーマイル島原発に言及しているのは準備書面（1）における3ページのみであり、ましてや、何よりも「安全」と「無事故」の証しとしなければならないはずの伊方原発1号炉は一体、どこに消えているのか。被告の答弁書・準備書面のどこにも1号炉の運転開始後の実績は登場しないのである。

1号炉は本年に入ってこの10ヶ月間にわずか半分の期間しか正式運転をしていないのであり「エネルギーの安定的供給のためにこそ必要」という被告らの宣伝文句も人々の失笑を買うばかりとなっている。被告らがいくら原発をかばいたてても、当の原発自身は被告らを冷酷に突き離し、あまつさえ被告らの社会的・公的責任すら問いつめる「鬼っ子」となっているのである。この点に触れられることが何よりも恐ろしいため、被告らは明らかに病いの兆候を見せ、訴えている原子炉を、停めることなく病人にムチ打つように「仕事」を強要するのである。休養もなく、治療もほどこされずに働くが如く「病人」は必らずや「倒れ」てしまう。その時はいかなる治療を

ほどこそうと回復は不可能となっている。これがスリーマイル島原発が世界に示した姿であり、今日の伊方1号炉の行末なのである。

我々原告住民は、伊方原発と心中する気持はさらさらないのであり、まして、1号炉より更に劣悪な地盤上に建設されている2号炉の設置・建設は明らかに不当であり、かつ、以上述べてきたごとく、安全審査は重大なる誤りを犯しており、違法である。従って、違法なる審査を基に成された設置許可は直ちに取り消されねばならない。

即刻、運転停止・撤去せよ

準備書面

原告 大野富夫

一体、我々、漁業従事者の本当の基盤とはなんでしょうか。

海、天候、そして「船」、それを繋つる経験。我々漁業従事者にとって幾世代もの間、原始的とも云える方法により生きて來たのです。海に生きる、それが生活なのです。

しかし、今日、愛すべき海に、およそ似ても似つかない科学技術の結晶などと云う前宣伝の下に、欠陥だらけの原子力発電所を作りました。

温廃水の大量放出による魚貝類への悪影響、2次冷却水からの放射能漏れなど、反論の余地のない欠陥を示しながら、それを認めようとしないばかりか、その上、3号炉を作るなど云っているのは言語道断である。

今までに、どれだけの欠陥的大事故を起したかは、日本中の人々の知るところであり、詳しく述べたらきりがない程である。

科学技術の粋を集めたと云う原発も、例のスリーマイル島原発事故では、コンピュータ

一は嘘の信号を出し、専門家と云われる連中は、競馬のかけにたとえ、運を天にたくす程度の考えしか浮ばなかった。

伊方原発も、前例と同じ道に落ち込み、それにより被害を受けるのは、農漁業従事者であり、地域住民なのである。

原発建設が、まるで日本の救世主のように云われているが、それゆえに、欠陥原発の温廃水放出、放射能汚染、ドラム缶廃棄物の海

洋投棄など黙認する事は出来ない。

日本の回りは海であり、それゆえに日本人は、生きてこれたのである。

それを一企業の欠陥原発の事故、不注意の為に、生活が破壊される事など考えられません。

即刻、伊方原発の運転停止、撤去を要求します。

奮斗する高松と埼玉の支援の皆さん

控訴審以来、各地で伊方支援のグループができましたが、中でも、高松と埼玉の伊方訴訟を支える会では、地域の反原発斗争と結びつけて精力的な活動を続けておられます。高松では、公判の度ごとに早朝からの裁判所前行動を組織され、「反原発月報」を出して、伊方支援を軸に、四国および全国の反原発運動との連繋を強めておられます。また埼玉では、60部の「訴訟ニュース」を定期購読する中で、毎月「伊方支援ニュース」を発行し、関東方面での、伊方訴訟を考え、支援する運動を推進する役割を果しておられます。

以下に、「伊方支援ニュース」第14号(10月20日発行)から、二つの記事を、部分的ですが借用して、二つの伊方訴訟を支える会の活動ぶりを紹介しておきます。

高裁前の泊まり込み

10月9日の1号炉訴訟には、いつものよう泊り込みの体制でとりくみました。これと合わせて、公判前日の夕方から、市内繁華街で傍聴への参加を訴えるビラをまきましたが、賛否いずれにせよ、市民の反応はもう一つのようです。高松市民の原発問題にたいす

る関心の低さを実感すると同時に、今後、広汎な市民層のあいだに、伊方と原発の問題をもちこむ努力を強めていくことの必要性を痛感しました。

当日は、原告団が早朝四時に到着したのをはじめ、各地の支援グループも続々と結集、官憲のいやがらせをものともせず、反原発のたたかいを元気一杯くりひろげました。

とくに今回の特徴は、これまでの市民団体中心の傍聴活動にくらべて、労働者の進出が目立ったこと。県評の積極的な参加が実現されたほか、全水道四国地青からも、機関決定で多数の傍聴団が派遣されました。3号炉問題が表面化し、四国第二の原発立地候補地に高知窪川が浮上してくるなかで、ようやく四国労働運動のあいだにも原発問題が現実の問題として浸透はじめてきたのでしょうか。

高裁前も、いつになくにぎやかなものとなりました。原告団や支援団体・労組の横断幕、赤旗が秋の風にはためき、高松で歴史的な裁判が進行しつつあることを印象づけます。わたしたちも、3号炉増設阻止を大書した立て看板をすえつけました。(後略)

(高松・伊方訴訟を支える会 M)

(10月26日の反原子力デーに、高松市内で署名・カンパ活動に取り組まれ、11,500円のカンパが送られてきました。)

伊方みかん調査団を派遣

(前略)8月の現地訪問の際、八西連絡協の渉外担当をやっておられる西園寺さんから「ぜひ一度、八西地区のミカンの主な出荷先である東京(首都圏)から、消費者の立場でミカンの放射能汚染について調査(農協や町当局の考え方を聞き、疑問をなげかけるだけでもかまわない)にきてほしい」との強い要請を受けました。そこで、報告を受けた事務局では、なんとか実現できないものかと、この間、各方面に働きかけてきました。

その結果、「文化ひろば」を起点に公害反対運動に取り組んでいる「いいもの使う会」の人々、さらに、東京の会員で長年消費者運動、公害追放運動に参加してきたAさんなどが、「むずかしい問題だが、自分たちが進めている運動とも深い係りがあるので、ぜひ現地へ行って、農協や町当局に卒直に不安や疑問をぶつけてみたい」ということになり、これらの人々が中心になって「伊方みかん調査団」をつくり、11月の10, 11日の両日、伊方を訪問することになりました。

支える会では、3号機反対署名、四電への抗議ハガキ運動とともに、このみかん調査団の派遣を今秋最大の伊方支援行動として取り組みたいと考えます。(埼玉・支える会)

会員・読者の皆さんに

来年2月から始まります控訴審の証人調べに備え、同封しました「訴え」にありますように、来年3月号の「訴訟ニュース」から、

証人尋問の全記録を逐一掲載し、1部年間6,000円の紙代で、より広い範囲の方々にも購読をお願いする計画を立てました。

会員の方々には会費の半分を紙代としていただき、「訴訟ニュース」読者の方々には、月当り1部300円の負担増をお願いすることになります。一方的な変更で申しわけありませんが、窮状御理解の上、ひき続き御協力下さいますようお願い致します。

なお、「訴え」にもありますように、発行準備の都合のため、来年1月末までに、1年分または半年分の前納で申し込んでいただくようお願いしていますので、ことしは、恒例の年末カンパの要請に替えて、前納申込と、増紙(最低2000部を目標)への御協力を皆さんに訴えます。

(事務局)

会計報告 ('80.10/17~11/13)

収入

会 費	25,000
ニュース購読料	26,200
カンパ	12,500
コピー代金	24,000
計	87,700

支出

ニュー印刷代	22,500
郵送料	8,640
振替手数料	235
藤本証人費用高裁予納	100,000
資料費	1,840
事務用品費	610
コピー料金	45,000
計	178,825
差引	-91,125
借入金合計	135,639

伊方訴訟ニュース

1980年12月25日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先 : 530 大阪市北区西天満 4-9-15 第1神明ビル
藤田法律事務所内 TEL 06-363-2112, 口座 大阪 48780)

2号炉第8回公判

裁判長の一方的な態度に抗議し

原告、傍聴者が一斉に退廷

開廷前に、5名の原告が3人の裁判官に会い、前回に原告が準備書面を陳述しようとしたのを阻止した訴訟指揮を改めるよう要求。このため15分遅れて開廷したが直ちに休廷し、その間、原告団では、話し合いが物分れとなったので、改めて法廷で要求することをきめ、予定より30分遅れて午後2時再開。

まず、大野原告が立って、すでに裁判官らに手渡してある意見書(9頁参照)を陳述。引き続き各原告が立ち、以下の理由をあげて、陳述を拒否された3通の準備書面を陳述させてほしいと強く要求する。

①先日、定期検査直後の1号炉で、燃料棒から原子炉内に放射能が漏れ、しかも強引に運転を続けていること、および、伊方町議のほぼ全員が、3号炉設置にからんで、四電から酒食のもてなしを受けことの、ともに、2号炉にも関連した緊急で重大な事件について苦労しながら書いた書面である。

②裁判長は、原告が陳述しない前にその内容について判断しているが、それは予断と偏見にはかならない。

③1号炉裁判では、その時々の問題を書面にして陳述してきたし、この法廷でも、スリーマイル島事故については陳述を許した。

④陳述を許さないことが、客観的に、四電や行政をホツとさせている。

原告らの筋の通った主張に対し裁判長は、「これ以上は押問答になる。原告の陳述を留保することに変りない」とか、「訴訟指揮に従わないのか」と、くり返すだけ。原告らは「なぜいけないのか納得できる説明を求めているだけだ」と反論して譲らない。

問答の中で裁判長は、予断と偏見に充ちたつぎのような発言を行う。「原告は一般的に訴訟指揮に従わない」、「まだ争点の整理が不十分だから、書面もいづれ書き直してもらうことになる」、「四電が酒を飲ませたことと本件とは何の関係があるのか」などなど。

たびたび立って発言していた浪下原告は、「発言禁止に従わなかった」として、5名の警備員に、指にケガをさせられながら連れ出される。また、それに抗議した傍聴席のおばさんにも退廷命令が出る。そうした中でも、つとめて冷静に訴える原告らの願いも聞き入れられないまま休廷。

再開後、裁判長は「方針は変わらない」と、被告側に準備書面の陳述を促す。もはやこれまでと原告、傍聴者は一斉に退廷。原告不在のまま、被告陳述が続けられた。(Q)